

**教育相談（教育支援）において適切な支援
を行う際に大切にしたいこと**

**福島県教育庁特別支援教育課
令和6年4月**

はじめに

「障害のある子供の教育支援の手引～子供一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～（令和3年6月 文部科学省）」を基に、特別支援学校への就学に係る教育相談（教育支援）において適切な支援を行うための考え方について要点を整理しました。

各市町村教育委員会や学校等におかれましては、子供の教育的ニーズに沿った教育支援を行う上で、御確認ください。

目次

1 人権について	・・・P1
2 特別支援教育について	
3 これからの特別支援教育の方向性について	・・・P2
4 教育的ニーズについて	・・・P4
5 合理的配慮について	・・・P7
6 障がいの程度について	・・・P8
7 就学先決定までの流れ	・・・P9
8 就学に関わる関係者に求められること	・・・P11

【「障がい」の表記について】

県では、障がいの「害」という漢字の表記について、平成16年9月に策定した「第2次福島県障がい者計画」から、「障がい」「障がい者」という表記に改めるとともに、可能なところから見直すこととしており、福島県障がい福祉計画においても、法令上やむを得ないもの等を除き、極力「障がい」「障がい者」という表記を用いています。

1 人権について

子供の教育支援の在り方を検討する際に、前提として押さえておくべきことがあります。

- (a) 障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
- (b) 障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域において、障害者を包容し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること。
- (c) 個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。

上記の内容は、「障害者の権利に関する条約（第 24 条 教育）」に示されています。障がいのある幼児、児童生徒は、「障がいがあるから」、「みんなと同じ場で配慮できないから」、といった理由で、学びの場を分けてはいけません。

同じ場で共に学ぶことを追求するために、合理的配慮の提供があります。合理的配慮の提供を一方向的に拒否することは、差別となることに留意しなければなりません。

子供が、今居る場で、どうすれば一緒に学ぶことができるのか。どのような支援があれば学べるのか。本人や保護者と共に、まず、その点を十分に検討しましょう。

2 特別支援教育について

平成 19 年 4 月 1 日付け文部科学省初等中等教育局長発出「特別支援教育の推進について（通知）」では、特別支援教育について、次のように示しています。

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

「特別支援教育」は、特別な場で教育を行う従来の「特殊教育」から、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」に転換しました。「特別支援教育」に転換したことで、一人一人の教育的ニーズに応じて、特別支援学級や特別支援学校だけでなく、通常の学級でも適切な指導及び必要な支援を受けることができるようになりました。学校においては、全ての子供が特別支援教育の対象になります。

3 これからの特別支援教育の方向性について

福島県では、全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会（以下「共生社会」という。）を実現することを目指しています。

学校教育は、障がいのある子供の自立と社会参加を目指した取組を含め、「共生社会」の形成に向けて、重要な役割を果たすことが求められています。学校教育においては、「共生社会」

形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進が必要です。

「障害のある子供の教育支援の手引～子供たちの一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～（令和3年6月 文部科学省）」（以下、「教育支援の手引」とする）では、次のように示されています

インクルーシブ教育システムの構築のためには、障害のある子供と障害のない子供が、可能な限り同じ場で共に学ぶことを目指すべきであり、その際には、それぞれの子供が、授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうかという最も本質的な視点に立つことが重要である。

上述の、どうすれば通常の学級等において、可能な限り同じ場で共に学ぶことができるのかを追求するために、合理的配慮や支援を必要とする本人、保護者の思い等を踏まえながら、必要な配慮や支援を検討し、合意形成を図ることが重要です。このような取組なしに、あるいは診断名、検査結果だけをもって学びの場を検討することは適切ではありません。

また、「教育支援の手引」では、次のように示されています。

子供一人一人の自立と社会参加を見据えて、その時点での教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。

通級による指導や特別支援学級の数は年々増加しています。学びの場を整えることは子供の学びを保障する意味でも重要です。しかしながら、どのような視点で、学びの場を決定するかについては、より一層検討が必要です。検討すべき視点として、「教育的ニーズに最も

確に答えることができるかどうか」です。

そのための教育的ニーズとはどのような考え方でしょうか。

4 教育的ニーズについて

教育的ニーズについては「教育支援の手引」では、次のように示されています。

教育的ニーズとは、子供一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等（以下「障害の状態等」という。）を把握して、具体的にどのような特別な指導内容や教育上の合理的配慮を含む支援の内容が必要とされるかということを検討することで整理されるものである。

就学先の学校や学びの場を判断するに当たっては、障がいの状態等や教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等の専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、就学先の学校や学びの場を判断することが必要です。教育的ニーズを整理するための視点について、次のように示されています。

教育的ニーズを整理するために

対象となる子供の教育的ニーズを整理する際、最も大切にしなければならないことは、子供の自立と社会参加を見据え、その時点でその子供に最も必要な教育を提供することである。そうした教育的ニーズを整理するには、三つの観点（①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容）を踏まえることが大切である。

教育的ニーズを整理するために重要なことは、子供の自立と社会参加を見据え、その時点でその子供に最も必要な教育を提供することです。つまり、本人・保護者、専門家等を交えながら、①から③についての合意形成を図りながら、整理していくことが必要です。子供の状況は常に変わるのが前提です。地域での学びの実情も変化します。だからこそ、教育的ニーズは変わることを前提にしつつ、柔軟に捉えていく姿勢が、指導・支援の在り方の検討や、学びの場の検討に役立っていきます。

教育的ニーズを整理することは、担任、担当者一人では難しいことが推測されます。対象となる児童生徒に関わる教員等により、複数で検討していくことが重要です。教育的ニーズの整理の考え方について理解を深めていきたい場合には、各教育事務所の相談・研修支援等の活用も考えられます。

【教育的ニーズを整理するための三つの観点】

三つの観点を踏まえて整理していきます。

①障がいの状態等

- 医学的側面からの把握
- 心理学的・教育的側面からの把握

②特別な指導内容

- 就学前までに特別に必要とされる指導内容
- 義務教育段階において特別に必要とされる指導内容

③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容

- 一人一人の障がいの状態に応じて「教育内容・方法」「支援体制」「施設・設備」の視点で考え、共に学ぶために必要な内容

①障がいの状態等だけを見て、学びの場を決定することは、教育的ニーズを的確に捉えているとは言えません。②特別な指導内容について、これまでどのような指導をしてきたのか、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容について、これまでどのような配慮をしてきたのかを把握することが重要です。これらを踏まえた上で、学びの場の基礎的環境整備*1や合理的配慮を含む必要な支援の内容に関する状況から、どのような学びの場が最も必要かを判断していくこととなります。

*1:「合理的配慮」の基礎となるもので、各自治体で行う教育環境整備のことです。各学校における「基礎的環境整備」の状況により、提供される合理的配慮も異なります。

5 合理的配慮について

合理的配慮とは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、障がい者個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過度でないものである。

(「第7次福島県総合教育計画」における注釈より)

障がいのある方が、最大限に力を発揮し、学校生活や地域生活で、共に学び、共に生きるために必要な配慮が「合理的配慮」です。

「障がい者の権利利益」とあるように、本人が「合理的配慮」という制度について知っているか、本人に必要な支援を確認しているかが重要です。

本人が自分の障がいの状態について、把握が難しく支援内容が分からない場合は、授業を行っている教員から、安心して学校生活や学習ができる支援内容を提示し、本人が気づき、その支援内容について合意形成を図っていくことが必要です。

可能な限り、早期に支援の提供を開始しながら、支援の必要性について本人が理解すること、そして、自分にとって必要な支援を、自分から周囲に要求できるようにしていくことが重要と考えます。

全ての教育の場で、「合理的配慮の提供に関する意思の表明」をすることができ、学校と提供可能な合理的配慮について話し合うことができます。この考え方を、本人、保護者が知っていることも重要です。

6 障がいの程度について

教育支援委員会等で、「22条の3」という言葉を聞くことがあります。これは学校教育法施行令第22条の3を指します。障がいの程度については、以下のように示されています。

第二十二條の三 法第七十五條の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のもので、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	一 知的発達遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻りに援助を必要とする程度のもの 二 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

知的障がいにおいて、「社会生活の適応が著しく困難なもの」という表記がありますが、教育相談等で、この解釈について、二次障がい起因と考えられるケースがあります。このような子供にとって、社会生活の適応が著しく困難な“行動の問題”を取り上げ、特別支援学校への就学が本当に適切であると言えるのでしょうか。二次障がいが生じる前に今ある学びの場において、必要な支援を提供し、行動の問題について解消していく取組は行われたのでしょうか。

7 就学先決定までの流れ

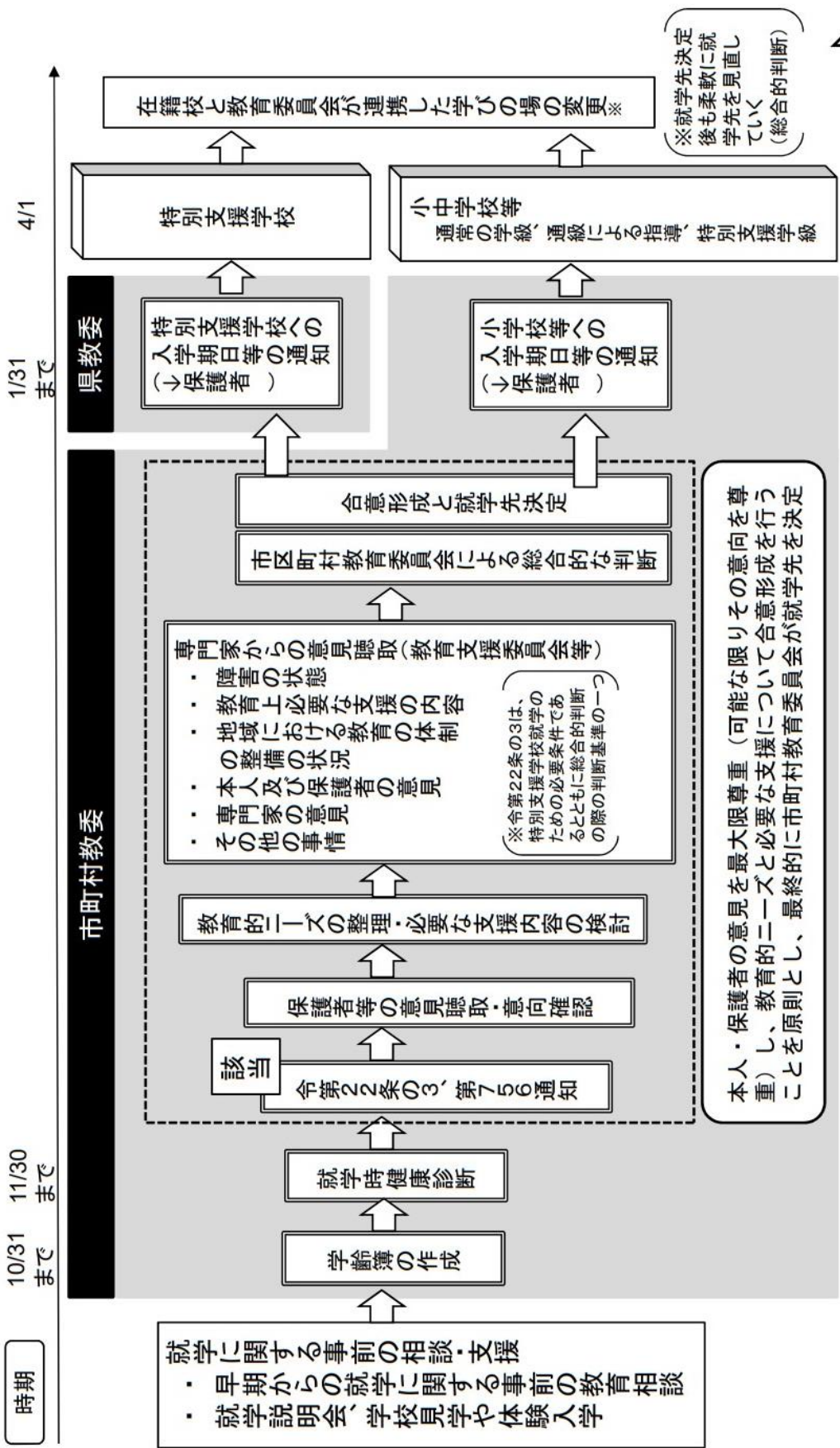
市町村教育委員会では、教育支援委員会等が行われており、そのためのスケジュールも決定されています。

就学先決定までの流れは、以下の図に示されているとおりですが、流れの中で重要なポイントがあります。

就学先決定までのプロセスについて、市町村教育委員会と保健福祉部局とが、教育支援委員会等までのスケジュールを事前に確認することで、市町村教育委員会が、幼稚園、保育園等の子供たちについての情報を把握し、教育支援委員会等に生かすことが可能となります。

また、福島県内での事例ですが、保健福祉部局で行っている5歳児健診や親子教室等に教育委員会が参加することで、早期から就学前の子供たちについての情報を把握するとともに、早期から保護者と顔の見える関係となり、教育相談につなげていきやすくなるといった場合があります。

障害のある児童生徒の就学先決定について（手続の流れ）



情報の引継ぎ／個別の教育支援計画の作成・活用

図 引用：参考資料「障害のある子供の教育支援の手引」関係

8 就学に関わる関係者に求められること

「教育支援の手引」では、就学に関わる関係者に求められるものとして、相談担当者の心構えと求められる専門性について示されています。中でも、乳児期・幼児期の保育等担当者に求められることとしては、次のようなことが記載されています。

子供の実態の的確な把握については、保護者との信頼関係作りの取組を通じて、家庭での気付きも大切にしながら情報を保護者と共有し、特別な支援を必要とすることについて、保護者の理解を得ることが大切である。

障がいをもつ子供を育てる保護者との関わりにおいては、保護者と共に伴走するという気持ちが最も重要だと考えます。保護者の話を丁寧に、共感的に受け止めつつ、子供が興味・感心を示していたことや、今日がんばっていたこと、友達との関わりの中で見られた笑顔等について伝えつつ、「今日うまくいった手立て」等も共有することで、子供に必要な支援への気付きを促していくことにつながっていくものと考えます。また、家庭での様子も聴き取ることで、保育担当者の支援の在り方等も深めていく手掛かりになることも多くあります。

学校関係者についても同様です。子供の発達の段階に応じて、伝えていく内容は変化しますが、保護者との伴走者である意識を持ちつつ、「今日うまくいった手立て」等について共有することは、発達の段階に限らず重要な事項と考えます。また、学校関係者に求められることとして次のように記載されています。

障害のある子供への義務教育の実施を担当する責任はもちろん、就学後における障害の状態等の変化に対しても、各学校の関係者が主体的に子供の教育的ニーズの変化の把握等のフォローを行っていく必要がある。

前にも述べましたが、教育的ニーズは変化しうるものです。定期的に校内ケース会議等を活用して、教育的ニーズについて把握しながら、本人にとって必要な支援等をブラッシュアップしていくことも重要と考えます。

また、子供の教育的ニーズに基づく合理的配慮を含む必要な支援は、積極的に個別の教育支援計画に反映させていくことが必要です。日々、修正をしながら、本人・保護者と共有することで、個別の教育支援計画の意義についても、実感を伴った理解を促すことが期待されます。

おわりに

ここまで、本県の就学事務に関する状況を踏まえつつ、特別支援学校への教育相談において、適切な支援を行うための考え方について要点を整理しました。

最後に、障害者の権利に関する条約の起草段階において取り上げられたスローガンについてご紹介します。

「Nothing About Us Without Us（私たちのことを、私たち抜きに決めないで）」

本人のことについては、本人・保護者の意見を聞き、決定に参加することを保障しなければなりません。そのため、本人が理解できる説明をきちんとしながら、本人、保護者と一緒に決めていくという姿勢が重要です。